

## 消費税率の引き上げにより、 水道使用料・浄化槽使用料、下水道使用料を 改定します。

令和元年10月1日から、消費税率（地方消費税も含む）が、10%に引き上げられることにより、「水道使用料」「浄化槽使用料」「下水道使用料」につきましても消費税分が増額になります。（基本料金等の税抜部分は変更ありません。）

つきましては、令和元年10月分（11月請求分）から、各使用料を改定しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ● 水道使用料

単位：円

項 目	定 住 促 進 住 宅	グリーンヒルニ城・ルーラルヴィラ
基本料金（10m <sup>3</sup> まで）	1,500	1,500
超過料金（1m <sup>3</sup> につき）	150	150
メーター使用料金	（13mmメーター）100	（20mmメーター）150
消費税	10%	10%

※合計の使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てます。

### ● 下水道使用料・浄化槽使用料

一般世帯早見表 【基本料1,100円＋人数割り（6人まで）700円、（7人から）350円】

単位：円

人 数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
基本料金	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
人数割り	700	1,400	2,100	2,800	3,500	4,200	4,550	4,900	5,250	5,600
使用料 （消費税込）	1,980	2,750	3,520	4,290	5,060	5,830	6,210	6,600	6,980	7,370

※1 合計の使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てます。

※2 一般世帯の11人以上及び事業所及び併用住宅の使用料につきましては  
南関町建設課水道係までお問合せください。

### ● お問い合わせは

南関町建設課水道係

電 話 0968-57-8592（直通）

F A X 0968-53-2021